

前項」を「第十二項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三に次の二項を加える。

16 前項に定めるもののほか、第十三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十二項から第十四項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十二項まで、第二十九条の三第七項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」に改める。

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		省 略	省 略
第二項	省 略	省 略	省 略
第三項	又は第十条の三第四項	、第十条の三第四項又は旧効力措置法第十条の二の二第四項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項
第四項	若しくは第十条の三第五項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項

前項」を「第十一項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三に次の二項を加える。

15 前項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十二項まで、第二十九条の三第七項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十五項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」に改める。

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十八条 同 上

同 上		同 上	同 上
第二項	同 上	又は第十条の四第四項	、第十条の四第四項又は旧効力措置法第十条の二の二第四項
第三項	若しくは第十条の四第五項	、第十条の四第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項	、第十条の四第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項
第四項	若しくは第十条の四第五項	、第十条の四第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項	、第十条の四第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項		第四項	第三項	第二項
省略	省略	省略	省略	省略 新租税特別措置法第四十二条の九 二条の十第二項、第三項 及び第五項、第四十二条 の十一第二項、第三項及 び第五項並びに第四十二 条の十二
省略	省略	省略	省略	省略 新租税特別措置法第四十二条の九 二条の十第二項、第三項及び第五項、 新租税特別措置法第四十二条の十一 第二項、第三項及び第五項並びに 新租税特別措置法第四十二条の十 二

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 同上

同上		同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上 新租税特別措置法第四十二条の九 二条の十第二項、第三項及び第五項、 新租税特別措置法第四十二条の十一 第二項、第三項及び第五項並びに 新租税特別措置法第四十二条の十 二
同上	同上	同上	同上	同上

第十三項	省略									
第十二項	省略									
第十一項										

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項

同上										
同上										
同上										

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 同上

に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、な
おその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項					
第五項	第四項	第三項			
第六十八条の十三第三項 第六十八条の十四第五項 第五項、第六十八条の百第 租税特別措置法第六十八条の十五	省略	省略	省略	省略	省略
新租税特別措置法第六十八条の十 三第四項、平成二十四年旧効力措 置法第六十八条の十四第五項、新 租税特別措置法第六十八条の十五	省略	省略	省略	省略	省略

新租税特別措置法第六十八条の十
三、新租税特別措置法第六十八条
の十四第二項、第三項及び第五項
、新租税特別措置法第六十八条の
十五第二項、第三項及び第五項並
びに新租税特別措置法第六十八
条の十五の二

新租税特別措置法第六十八条の十
三第四項、新租税特別措置法第六
十八条の十四第五項、新租税特別
措置法第六十八条の十五第五項、

正する法律（平成二十四年法律第
号）附則第三十三条第一項

の規定によりなおその効力を有す
るものとされる同法第一条の規定
による改正前の租税特別措置法（
第五項において「平成二十四年旧
効力措置法」という。）第六十八
条の十四第二項、第三項及び第五項
、新租税特別措置法第六十八条
の十五第二項、第三項及び第五項並
びに新租税特別措置法第六十八
条の十五の二

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
新租税特別措置法第六十八条の十 三第四項、新租税特別措置法第六 十八条の十四第五項、新租税特別 措置法第六十八条の十五第五項、	同上	同上	同上	同上	同上	新租税特別措置法第六十八条の十 三、新租税特別措置法第六十八 条の十四第二項、第三項及び第五項 、新租税特別措置法第六十八条の 十五第二項、第三項及び第五項並 びに新租税特別措置法第六十八 条の十五の二	同上

租税特別措置法（この法律の規定により地方公共団体が処理することとする）	省略	法 律	事 務					
	省略							

(地方自治法の一部改正)

第七十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項
省略								
省略								
省略								
省略								
省略								
省略								
省略								

同上	同上	法 律	事 務					
同上	同上							
同上	同上							
同上	同上							
同上	同上							
同上	同上							
同上	同上							
同上	同上							

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 同上

同上								
同上								
同上								
同上								
同上								
同上								
同上								
同上								

一項及び第六十八条の百八第一項
第五項、新租税特別措置法第六十条の百第一項及び新租税特別措置法第六十八条の百八第一項

第五項、新租税特別措置法第六十条の百第一項及び新租税特別措置法第六十八条の百八第一項

新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び新租税特別措置法第六十八条の百八第一項

昭和三十二年法律
第二十六号)

されている事務のうち、次に掲げるもの

一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び

第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務

二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及び口並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務

省略	
省略	

同上	
同上	

一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及び口並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第七十一条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十

二号) の一部を次のように改正する。

第三条 省略

255 省略

6 第一項第一号及び第四号の印紙で汚染し、又は損傷されていないものについて
は、総務大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、これをその印紙に表さ
れた金額によりそれぞれ当該各号の印紙と交換することができる。この場合にお
いて、会社に交換を申し出る者は、総務大臣の定める額の手数料を会社に納付し
なければならない。

7 省略

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第七十二条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)
の一部を次のように改正する。

第一百六十四条 省略

2・3 省略

4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで、第二編第九章第一節第二款から第
十款まで(第五百二十二条第三項及び第五百三十六条第三項を除く。)、第七編
七編第二章第四節並びに第三章第一節(第八百六十八条第二項から第五項まで及
び第八百七十三条から第八百七十四条までを除く。)及び第三節(第八百七十九条
、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。)並
びに第九百三十八条(第六項を除く。)の規定は、清算投資法人の特別清算につ
いて準用する。この場合において、同法第五百二十二条中「第四百九十二条第三
項」とあるのは「投資法人法第一百五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一
項中「総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決
権を行使することができない株主を除く。)」の議決権の百分の三(これを下回る割
合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を六箇月(これを下回
る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株
主若しくは発行済株式(自己株式を除く。)の百分の三(これを下回る割合を定
款で定めた場合にあっては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回
る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主
あるのは「発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあ
つては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあ
つては、その期間)前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあ
つては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあ
つては、その期間)前から引き続き有する株主」とある

第三条 同上

255 同上

6 第一項第一号の印紙で汚染し、又は損傷されていないものについては、総務大
臣が財務大臣に協議して定めるところにより、これをその印紙に表された金額に
より同号の印紙と交換することができる。この場合において、会社に交換を申
出る者は、総務大臣の定める額の手数料を会社に納付しなければならない。

7 同上

第一百六十四条 同上

2・3 同上

4 会社法第五百十二条から第五百十八条まで、第二編第九章第二節第二款から第
十款まで(第五百二十二条第三項及び第五百三十六条第三項を除く。)、第七編
第二章第四節並びに第三章第一節(第八百六十八条第二項から第五項まで及
び第八百七十三条から第八百七十四条までを除く。)及び第三節(第八百七十九条、第
八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。)並びに
第九百三十八条(第六項を除く。)の規定は、清算投資法人の特別清算について
準用する。この場合において、同法第五百二十二条中「第四百九十二条第三項」
とあるのは「投資法人法第一百五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中
「総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決
権を行使することができない株主を除く。)」の議決権の百分の三(これを下回る割
合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を六箇月(これを下回
る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主若
しくは発行済株式(自己株式を除く。)の百分の三(これを下回る割合を定款で
定めた場合にあっては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間
を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主」とある
のは「発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあ
つては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあ
つては、その期間)前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあ
つては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあ
つては、その期間)前から引き続き有する株主」とある

つては、その割合)以上の口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五条第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十条第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二条第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第一百五十五条第一項」と、同法第九百三十八条第一項中「本店(第三号に掲げる場合であって特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにおける本店及び支店)」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十五条第二項」とあるのは「投資法人法第一百五十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第一百八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(他の手続の中止等)

第三十六条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「更生手続開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは更生手続開始」と、「強制執行等」企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「中止し、特別清算手続はその効力を失う」とあるのは「中止する」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一

は、その割合)以上の口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五条第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十条第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二条第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第一百五十五条第一項」と、同法第九百三十八条第一項中「本店(第三号に掲げる場合であって特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにおける本店及び支店)」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十五条第二項」とあるのは「投資法人法第一百五十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第一百八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(他の手続の中止等)

第三十六条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「更生手続開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは更生手続開始」と、「強制執行等」企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び企業担保権の実行」とあるのは「中止する」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「中止する」と、同項及び同条第五項

項第二号」と、「強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項」と、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第一百二十五条第三項において準用する第二百四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項」と、同法第四项前段」と読み替えるものとする。

(手形債務支払の場合等の例外)

第五十八条 省略

2 省略

3 前条第一項の規定は、更生協同組織金融機関が租税等の請求権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）又は第八十四条第一号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

(手形債務支払の場合等の例外)

第五十八条 同上

2 同上

3 前条第一項の規定は、更生協同組織金融機関が租税等の請求権又は第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第八十条 同上

2 同上

3 第一項において準用する会社更生法第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定をいう。第二百四十七条第三項において同じ。）を得なければならない。

(租税等の請求権等の届出)

第八十四条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

1・2 省略

(租税等の請求権等の届出)

第八十四条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

1・2 同上

(更生債権等の免責等)

第一百一十五条 更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一、三 省略

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

3 会社更生法第二百四条第二項の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画認可の決定があつた場合における第一項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第一百五十八条の五 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第一百五十五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条第一号に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2 省略

(他の手続の中止等)

第一百一条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、相互会社について更生

(更生債権等の免責等)

第一百二十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一、三 同上

四 租税等の請求権のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2 会社更生法第二百四条第二項の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画認可の決定があつた場合における前項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第一百五十八条の五 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第一百五十五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2 同上

(他の手続の中止等)

第一百一条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、相互会社について更生

手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。

この場合において、同法第五十条第一項及び第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第一百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第一百八十四条において準用する第二十四条第二項」と、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十五条第三項において準用する第二百四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(手形債務支払の場合等の例外)

第二百二十四条 省 略

2 省 略

3 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)又は第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してもした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第二百四十七条 省 略

2 省 略

3 前条第一項において準用する会社更生法第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定を得なければならない。

4 省 略

(租税等の請求権等の届出)

第二百五十五条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

一・二 省 略

(更生債権等の免責等)

第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更

手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。

この場合において、同法第五十条第一項及び第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第一百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第一百八十四条において準用する第二十四条第二項」と、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十五条第三項において準用する第二百四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(手形債務支払の場合等の例外)

第二百二十四条 同 上

2 同 上

3 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してもした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第二百四十七条 同 上

2 同 上

3 同 上

(租税等の請求権等の届出)

第二百五十五条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

一・二 同 上

(更生債権等の免責等)

第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更

生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一〇三 省略

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徵収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は國稅犯則取締法第十四条第一項（地方税法において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2) 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

3) 会社更生法第二百四条第二項の規定は、相互会社の更生手続において更生計画認可の決定があつた場合における第一項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百九十六条 会社更生法第二百五条第一項、第二項及び第五項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、同項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第一百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第二百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一〇三 同上

四 租税等の請求権のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徵収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は國稅犯則取締法第十四条第一項（地方税法において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2) 会社更生法第一百四条第二項の規定は、相互会社の更生手続において更生計画認可の決定があつた場合における前項第二号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百九十六条 会社更生法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、同項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第一百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第二百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第三百三十一条の五 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第二百一一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条第一号に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2 省略

(資産の流動化に関する法律の一一部改正)

第七十四条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一一部を次のように改正する。

（特別清算開始の原因及び特別清算に関する会社法の準用等）

第一百八十条 省略

4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで（他の手続の中止命令等、特別清算開始の申立ての取下げの制限、特別清算開始の命令、他の手続の中止等、担保権の実行の手続等の中止命令、相殺の禁止、共助対象外国租税債権者の手続参加）、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項、第五百三十条第一項及び第五百三十六条を除く。）（裁判所による監督及び調査、清算人、監督委員、調査委員、清算株式会社の行為の制限等、清算の監督上必要な処分等、債権者集会、協定、特別清算の終了）、第七編第二章第四節（特別清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第五項まで及び第八百七十九条から第八百七十四条までを除く。）（総則）、同章第三節（第八百七十九条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条を除く。）（特別清算の手続に関する特則）及び第九百三十八条（第六項を除く。）（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、清算特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百十六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産」とあるのは「担保権の実行の手続又は清算特定目的会社の財産」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をできる事項の全部につ

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第三百三十一条の五 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第二百一一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2 同上

（特別清算開始の原因及び特別清算に関する会社法の準用等）

第一百八十条 同上

4 会社法第五百十二条から第五百十八条まで（他の手続の中止命令、特別清算開始の申立ての取下げの制限、特別清算開始の命令、他の手続の中止等、担保権の実行の手続等の中止命令、相殺の禁止）、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項、第五百三十条第二項及び第五百三十六条を除く。）（裁判所による監督及び調査、清算人、監督委員、調査委員、清算株式会社の行為の制限等、清算の監督上必要な処分等、債権者集会、協定、特別清算の終了）、第七編第二章第四節（特別清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第五項まで及び第八百七十九条から第八百七十四条までを除く。）（総則）、同章第三節（第八百七十九条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条を除く。）（特別清算の手続に関する特則）及び第九百三十八条（第六項を除く。）（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、清算特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百十六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産」とあるのは「担保権の実行の手続又は清算特定目的会社の財産」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をできる事項の全部につ

五 再生債権である共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例による処分（以下「再生債権に基づく外国租税滞納処分」という。）で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

2 省略

3 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した手続又は同項第五号の規定により中止した処分の取消しを命ずることができる。

4-6 省略

（再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止命令）

第二十七條 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての再生債権者に対し、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等及び再生債権に基づく外国租税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に關し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）が発せられた場合には、再生債務者の財産に對して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外国租税滞納処分は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

3 省略

4 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第二項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

2 同上

3 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

4-6 同上

（再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止命令）

第二十七條 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者に対し、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に關し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）が発せられた場合には、再生債務者の財産に對して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手續は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

3 同上

4 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第二項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手續の取消しを命ずることができる。

できる。

5-7 省略

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立人である再生債権者又は再生債権に基づく外国租税滞納処分を行う者（以下この項において「再生債権者等」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債権者等の申立てにより、当該再生債権者等に対しても包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該再生債権者等は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等又は再生債権に基づく外国租税滞納処分をすることができる、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者等がした再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分は、続行する。

2-5 省略

2-5 同上

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立人である再生債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該再生債権者の申立てにより、当該再生債権者に対しては包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該再生債権者は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等をすることができる、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者がした再生債権に基づく強制執行等の手続は、続行する。

(他の手続の中止等)

第三十九条 再生手続開始の決定があったときは、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分又は再生債権に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに再生債権に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

2 裁判所は、再生に支障を來さないと認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、前項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

3-4 省略

(再生債権者の手続参加)

第八十六条 省略

(再生債権者の手続参加)

第八十六条 同上

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって再生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定をいう。第一百十三條第二項において同じ。）を得なければならない。

（再生債権者の議決権）

第八十七條 省略

2 前項の規定にかかわらず、再生債権者は、第八十四條第二項に掲げる請求権、第九十七條第一号に規定する再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

3 省略

（再生債権者の議決権）

第八十七條 同上

2 前項の規定にかかわらず、再生債権者は、第八十四條第二項に掲げる請求権及び第九十七條に規定する再生手續開始前の罰金等については、議決権を有しない。

3 同上

（罰金、科料等の届出）

第九十七條 次に掲げる請求権を有する者は、遲滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

一 再生手續開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手續開始前の罰金等」という。）

二 共助対象外国租税の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。）

（罰金、科料等の届出）

第九十七條 再生手續開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手續開始前の罰金等」という。）については、國又は地方公共団体は、遅滞なく、その額及び原因を裁判所に届け出なければならない。

（再生手續開始前の罰金等についての不服の申立て）

第一百十三條 再生手續開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権については、第一百条から前条までの規定は、適用しない。

（再生手續開始前の罰金等についての不服の申立て）

第一百十三條 再生手續開始前の罰金等については、第一百条から前条までの規定は、適用しない。

2 第九十七條の規定による届出があつた請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権にあつては、共助実施決定）が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てができる処分である場合には、再生債務者等は、当該追徴金又は過料について、当該不平の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3 前項の場合において、当該届出があつた請求権に關し再生手續開始の當時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする再生債務者等は、当たた請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3 前項の場合において、当該届出があつた追徴金又は過料の請求権に關し再生手續開始の當時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする再生債務者等は、当

該届出があった請求権を有する再生債務者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならぬ。当該届出があった請求権に關し再生手続開始當時再生債務者の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

4 第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、再生債務者等が第二項に規定する届出があつたことを知った日から一月の不变期間内にしなければならない。

5 第百四条第二項の規定は第九十七条の規定による届出があつた請求権について、第一百八条、第百十条及び第百十一条第一項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があつた場合について準用する。

(共益債権の取扱い)

第一百二十二条 省略

3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされている場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職權で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの中止又は取消しを命ずることができ。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされていてる場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

4 ～ 6 省略

(開始後債権)

第一百二十三条 省略

2 省略

3 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押さえ及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

(再生計画による権利の変更)

生債務者等は、当該届出があつた追徴金又は過料の請求権を有する再生債務者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があつた追徴金又は過料の請求権に關し再生手続開始當時再生債務者の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

4 第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、再生債務者等が第二項に規定する追徴金又は過料の届出があつたことを知った日から一月の不变期間内にしなければならない。

5 第百四条第二項の規定は第九十七条の規定による届出があつた再生手続開始前の罰金等について、第一百八条、第百十条及び第百十一条第一項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があつた場合について準用する。

(共益債権の取扱い)

第一百二十三条 同上

3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対する強制執行又は仮差押さえがされている場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職權で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの中止又は取消しを命ずることができ。

4 ～ 6 同上

(開始後債権)

第一百二十四条 同上

2 同上

3 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押さえ及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。

(再生計画による権利の変更)

第一百五十五条 省 略

2・4 省 略

- 5 再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徵収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

(再生債権の免責)

第一百七十八条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(届出再生債権者等の権利の変更)

第一百七十九条 省 略

- 3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(中止した手続等の失効)

- 第一百八十四条 再生計画認可の決定が確定したときは、第三十九条第一項の規定により中止した手続又は処分は、その効力を失う。ただし、同条第二項の規定により続行された手続又は処分については、この限りでない。

(中止した手続の失効)

- 第一百八十四条 再生計画認可の決定が確定したときは、第三十九条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。ただし、同条第二項の規定により続行された手続については、この限りでない。

(再生計画の効力等の特則)

第一百五十五条 省 略

2・3 省 略

- 4 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(再生計画の効力等)

第一百三十二条 省 略

第一百五十五条 同 上

2・4 同 上

(再生債権の免責)

第一百七十八条 同 上

2 同 上

(届出再生債権者等の権利の変更)

第一百七十九条 同 上

2 同 上

(中止した手續等の失効)

第一百五十五条 同 上

2・3 同 上

(再生計画の効力等の特則)

第一百三十二条 同 上

8 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についてのこれらの規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(計画遂行が極めて困難となつた場合の免責)

第二百三十五条 省略

9 第六項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(再生債権の届出を要しない旨の決定)

第二百四十七条 裁判所は、再生手続開始の決定をする場合において、第三十九条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があつた破産債権の内容及び原因、破産法第二百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であつて当該破産手続において破産債権としての届出があつたもの（同法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があつた債権、共助対象外国租税の請求権及び同法第九十七条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2-6 省略

(破産債権の届出を要しない旨の決定)

第二百五十三条 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第二百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすること

(計画遂行が極めて困難となつた場合の免責)

第二百三十五条 同上

2-8 同上

(再生債権の届出を要しない旨の決定)

第二百四十七条 裁判所は、再生手続開始の決定をする場合において、第三十九条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があつた破産債権の内容及び原因、破産法第二百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であつて当該破産手続において破産債権としての届出があつたもの（同法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があつた債権及び同法第九十七条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2-6 同上

(破産債権の届出を要しない旨の決定)

第二百五十三条 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第二百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすること

当該破産債権の届出をすることが要しない旨の決定をすることができる。

2-7 省略

(会社更生法の一部改正)

第七十六条 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

(任意的口頭弁論等)

第八条 省略

2 省略

3 裁判所は、必要があると認めるときは、開始前会社又は更生会社の事業を所管する行政庁及び租税等の請求権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）につき徵収の権限を有する者に対して、当該開始前会社又は当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができる。

4 省略

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分については、その手続の申立てである更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

1-5 省略

六 外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

2 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で

(任意的口頭弁論等)

第八条 同上

2 同上

3 裁判所は、必要があると認めるときは、開始前会社又は更生会社の事業を所管する行政庁及び租税等の請求権につき徵収の権限を有する者に対して、当該開始前会社又は当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができる。

4 同上

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続については、その手続の申立てである更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

1-5 同上

2 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で

を要しない旨の決定をすることができる。

2-7 同上

のものを除く。) を含む。) で、開始前会社の財産に對して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徵収の権限を有する者の意見を聽かなければならぬ。

3・4 省略

5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続、同項第六号の規定により中止した同号に規定する外國租税滞納処分又は第二項の規定により中止した同項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合は、あらかじめ、徵収の権限を有する者の意見を聽かなければならぬ。

6・8 省略

(包括的禁止命令)

第二十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第二号若しくは第六号又は第二項の規定による中止の命令によつては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職權で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての更生債権者等に対し、同条第一項第二号に規定する強制執行等、同項第六号に規定する外國租税滞納処分及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「包括的禁止命令」という。)を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する前条第一項第二号に規定する強制執行等、同項第六号に規定する外國租税滞納処分又は同条第二項に規定する国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、次の各号に掲げる手続で、開始前会社の財産に對して既にされているもの(当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。)は、当該各号に定める時までの間、中止する。

一 前条第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び同項第六号に規定する外國租税滞納処分 更生手続開始の申立てについての決定があつた時

、開始前会社の財産に對して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徵収の権限を有する者の意見を聽かなければならぬ。

3・4 同上

5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した同号に規定する強制執行等の手續又は第二項の規定により中止した同項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合は、あらかじめ、徵収の権限を有する者の意見を聽かなければならぬ。

6・8 同上

(包括的禁止命令)

第二十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第二号又は第二項の規定による中止の命令によつては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職權で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての更生債権者等に対し、同条第一項第二号に規定する強制執行等及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「包括的禁止命令」という。)を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する前条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3 同上

一 前条第一項第二号に規定する強制執行等の手続 更生手続開始の申立てについての決定があつた時

国租税滞納処分